

志布志市告示第10号

志布志市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会設置要綱を
次のように定める。

令和3年3月15日

志布志市長 下平晴行



志布志市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会
設置要綱

(設置)

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定による経
営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により
行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける
民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) その他民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は耕地林務水産課長をもって充て、副委員長は志布志支所産業建設
課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 松山支所産業建設課長
- (2) 鹿児島県大隅地域振興局農林水産部林務水産課技術補佐

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、耕地林務水産課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。